

社発第 297 号
2026 年 7 月 13 日

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 下山田 守邦

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」につきまして、下記のとおり一部改正をいたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正・・・別紙

2. 実施日

2026 年 7 月 13 日

以 上

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正新旧対照表

(下線は変更箇所を示す。)

改正案	現行
1～6 (現行どおり) 7 入札を行う場合の処理は次の方法により行う。 (1) 入札はあらかじめ通知した処理日時等に準拠して行う。 (2) 権利の落札をした貸借取引参加者は落札代金を、引受等を申告した貸借取引参加者は引受等の代金（権利処理価額を割当率で割り戻した価額に割当株数を乗じた金額）をそれぞれ当該銘柄の割当日の翌営業日に当社に支払い、当社から当該新株式の振替を受ける。 ただし、単位未満株式にかかる権利については、前項第2号ただし書きと同じとする。 (3) 前号の場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。	1～6 (省 略) 7 入札を行う場合の処理は次の方法により行う。 (1) 入札はあらかじめ通知した処理日時等に準拠して行う。 (2) 権利の落札をした貸借取引参加者は落札代金を、引受等を申告した貸借取引参加者は引受等の代金（権利処理価額に割当株数を乗じた金額）をそれぞれ当該銘柄の割当日の翌営業日に当社に支払い、当社から当該新株式の振替を受ける。 ただし、単位未満株式にかかる権利については、前項第2号ただし書きと同じとする。 (3) 前号の場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。
8～15 (現行どおり) 付 則 この改正規定は、2026年7月13日から実施する。	8～15 (省 略)